

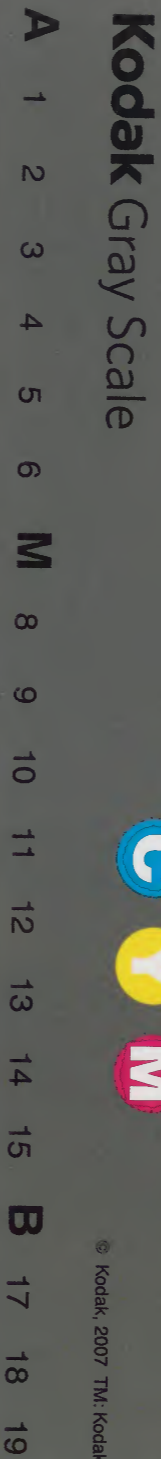
貞丈雜記

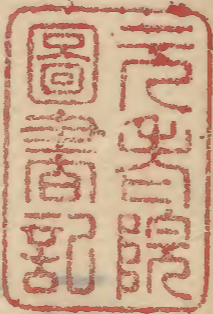
一之下

三			九	和
原	二	一	書	門
三	一	二	八	
二	四	一	七	
冊	架	函	號	類

庫	文	閣	內	
五	九			和
三	一			書
函	八			
一	三			
八	七			
架	冊	號	類	

內閣文庫	
番號	和 9187
冊數	3 (2)
函號	153 291





真丈雜記卷之一 下

祝儀之部 目錄之續

一 矢開之祝

一 嘉祥之祝

一 婚禮古法

一 山橘之事

一 葵かつら子車

一 昆布之事

一 下帯之祝

一 鎧着初之祝

一 置鳥置鯉二重折

一 盃車

一 藥玉乃車

一 厨斗蛇之事

一 袖留之祝

一 玄猪之事



雜記 一 下

目一

- 一 九月十三夜
- 一 祝言と云事
- 一 八朔之事
- 一 粥杖之事 ニケ条
- 一 左儀長之事
- 一 吉日を撰事
- 一 誕生初夜七夜
- 一 河縣祭
- 一 婚禮輿請取渡
- 一 老人賀之事

- 一 正月鏡餅
- 一 寶舟之事
- 一 御齒固之祝
- 一 卯杖之事
- 一 年中吉日
- 一 臍帯への祝 三ケ条
- 一 小児湯始之祝
- 一 臍帯竹刀之事
- 一 輿請取事
- 一 桂乃里の夫婦

- 一 かけ香藥玉 圖
- 一 胞衣納事
- 一 婚禮乃脂燭
- 一 移徙之祝
- 一 ち後弓之事 ニケ条
- 一 ゆき帯
- 一 妊婦方透
- 一 いさ餅
- 一 三月三日遊
- 一 新宅煤拂有無

- 一 菊のきせり
- 一 正月五ケ日
- 一 正月五ケ日正説
- 一 夫婦盃之事
- 一 懐妊着帯之事
- 一 帯結や故実
- 一 いろの祝
- 一 三月三日艸餅
- 一 煤拂之事
- 一 正月門松之事 ニケ条

雜記一下

目二

- 一 ちごの子
- 一 山菅之事
- 一 婚入貝桶
- 一 大饗之事
- 一 婚禮露顯
- 一 御誕生産湯式
- 一 子戴之祝
- 一 子戴之餅
- 一 胞衣を納ル故實
- 一 鼻心結の糸
- 一 魚味之祝
- 一 尚齒會
- 一 元服理髮
- 一 婚禮盃之事
- 一 近世小笠原流婚禮式
- 一 一年賀俗禮
- 一 喰初之祝
- 一 齒黒の祝
- 一 散采之事

- 一 齋を棟より為す事
- 一 宮参之事
- 一 御くゝ並乃粉
- 一 誕生祝詞并錢之事
- 一 産着之祝
- 一 廿八日御禮之事

以上

夫あきまはらめが
あのみららと云ふあ
り飲食の節に於て
○夫開ハ九毒物の
時ニスルコト之將
ニハアテ分レ小
見據テ生キ物ヲ射
テ夫開ヲスル也

貞丈雜記卷之一下

一 男子物さあき時多獸を狩る射する時矢初まきの祝
とく餅をつき射する多獸を料理し祝ふ餅の調
和喰やう法式あり別々夫開書一巻あり之を
委く名えらるり

一 男子十三四歳の比禮忌初の祝あり武初ある人を乳
とく禮をききせしむる也法式禮傳記あり軍用記

伊勢貞友

千賀春城

岡田光大

同 校

門人

あるある

一六月十六日を嘉祥の祝儀と云事東山殿の以代六月
十六日嘉祥通寶の錢をあらわめて揚弓のうけ物より
勝負し遊びあひ勝つる者よハ菓子あはれ給たりし
より始ると云説は此説をぬぐて東山殿年中行年録
倉年中行事殿中申次記殿中日記年中恒例記年中
定例記より外京都將軍時代年中の祝式ある書ども
嘉祥の祝儀なるもの見えずは始りありあらず東山
殿より始りしと説は「わろ」世説問答よ嘉定のの
ろくろねが京都將軍お時代よありし事あれども

殿中より此事ありしなり

一六月嘉祥の祝ハ平城天皇の以時大同年中より始り少
彦名命園韓神の酒餅を儀と云り疫病を禱す以祈
なりしが仁明天皇の以時永和十四年の比二神の御告
あり十六日の教よよそくてもあるあり十六の教は
儀なりありし年号も嘉祥と改元ありし由鴨長明が
四季物語よハ見えずと云も右の事日本紀續日本記
を初め延喜式に家次より外に「書よ見えずは儀
と云りし四季物語ハ長明が実作よハありすと云説は
さもあり

長明ハ
後多御院乃以代の
久

やうくハ儀也様
ハ式様ト連ル字ニ
テヤウクハ云ハ式
様ト云フ意也

一 五鯉並鳥を本より作り物なりて用古例あり古今

著聞集卷五和歌の部云元永元年六月十日修理吉成アキスハ

六条東洞院卒ウチ抄本太夫人丸供を初ハと云ふあり

中畧 當日エト彩の前ツクエ机をたてて飯一杯菓子イヒやうくツク魚

鳥等成せりツク但ツクそのあや法ツクくりに実物ハあはれ云

此時六月某の強き時あり初真をツクゆへに物ツクありてツク一與者ハ與者ハ

一 何れ祝ものも並多し鯉ニ重折籠子を對上座ツク並り

神は依ツクへるも鯉ハ客人ツク幸ツクまひも待ツクく美ツクする物也

常此祝もの鯉ツク一ツツク雉子の男ツク名ツクハツク山ツク緒ツクカツク一ツ也ツク婚禮ツクの祝ツクハ

鯉ツク二ツツク雉子ツク男ツク名ツクニツ也ツク山ツク緒ツクハツク是ツク並多し鯉ツクの調ツク糸ツクのうツクりめ

一 婚禮コレイハ夜ツクもる物也ツクさツク昔ツクハ古法ツク婚禮ツクの村ツク門ツク外ツクもツクるツク日ツク次ツクと

くツクの上ツク膾ツク膾ツク燭ツクをツクさツクがツク一ツク一ツク逐ツクハ出ツクるツクの日記ツクハある也ツク男ツクハ

陽也ツク女ツクハ陰也ツク是ツクハ陽也ツク夜ツクハ陰也ツク女ツクを逐ツクふる祝儀ツクあり

初ツク々ツク用也ツク唐ツクもツクるツク名ツク婚禮ツクハ夜也ツクさツク昔ツクハ婚禮ツクの字ツクハ女ツク屋ツク人ツクハ

昏ツクの字ツクを書ツク也ツク是ツクハ一ツク一ツクとツクよツクるツク月ツクとツク昔ツクのツク也ツク然ツクるツクも

今ツク大名ツクありツクの婚禮ツクは年ツクの中ツク刻ツクありツクるツク用ツクもツクるツク古法ツクはツクよツクる

むツクさツクるツク也ツク

一 今時世ツクのツクありツクてツクは祝儀ツクのツク村ツクハ必ツク盡ツク事ツクとツク名ツクづツクけツクるツク盡ツクる

たツクるツク物ツクを叶ツクハツクさツクるツク事ツクとツクすツク也ツク古ツクハツク女ツクのツク形ツク一ツク酒ツクもツクも

あるツクはツク盡ツクるツク之ツクをツク初ツク一人ツクのツク盡ツクるツクものツク也ツク又ツク是ツク人ツクのツク盡ツク

江家以等踏坂次
男曰聲公未入自
中門登自殿殿
階水取入下階執
番伴皆男姑相共
懐卧之
又云遣或出物馬
二匹并送物云

膾膾の梅柳調度
の形は是也



一祝儀は客人兼會の時乃一あまひを三方まきく客人
 はまひのあまひのあまひのあまひのあまひのあまひのあまひ
 る事ハあまひのあまひのあまひのあまひのあまひのあまひ
 まま色の奥敷をいげりてまも也庖丁人の家ま
 持株あり婚運びも思あり又太の慶あまひのあまひ

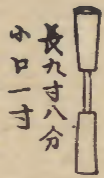
引きこゝと云人あつあやまもあつ一草のまらびる
 どり云てま

今時婚れノいひ
 入ノ進物の格
 ニ昆布ヲ用ルハ
 取也昆布ハ精を
 物ニテ者ノ部ニ
 入ラズ古ヨリ格
 者ノ中ニハハラ
 又物ナリ引候ノ
 膳ニモ用レトモ
 祝ノ物ナレトモ
 ノ部ニ入ヘカラ
 ス進物ノ時ハ不
 用也

一昆布を祝の物とするの昆布を昔はあまひといひ
 取也あまひのあまひのあまひのあまひのあまひのあまひ
 らあまひのあまひのあまひのあまひのあまひのあまひ
 ろあまひのあまひのあまひのあまひのあまひのあまひ
 いあまひのあまひのあまひのあまひのあまひのあまひ

一袖とあまひ祝とあまひのあまひのあまひのあまひのあまひ
 ハ古ハあり袖とあまひのあまひのあまひのあまひのあまひ
 一今時世上は幼年の人始つたあまひのあまひのあまひのあまひ

光大云
葉裏のくま猪の
神祝の用
白杵如左



高五寸七分
横五寸一分

これハ所用ノ如
也
天皇御
御式後火中
の

叶也白餅赤豆餅黒餅銜重稜々胡麻の粉小豆の
粉栗の粉ふち多又紙をまき三種の粉をふふをまき
御前も也松の本よりまきこのせのまきを作りと柳
の本よりまきを二か作り強飯をうすま入三種の粉を
うけまきを二つをおろそろ右のまきを女ハのちつら
まきをまきをまきをまきをまきをまきをまきをまき
まきをまきをまきをまきをまきをまきをまきをまき
乃餅の粉をまきをまきをまきをまきをまきをまきを
まきをまきをまきをまきをまきをまきをまきをまき
又十月朔日餅を食まねんを食海ありまきをまき

病を除くも云本文あり政事要略
隆集云十月亥ノ日食餅除萬病又徐鉉初學記云
書云雜五行書曰十月亥日食餅令人無病

一九月十三夜を月見の夜とする始宇多天皇の時より
始也中右記云保延元年九月十三夜今宵雲淨月
明是夜寛平法皇明月無双之由被作出仍我朝以九
月十三夜為明月之夜也
天皇御代
の年号也
頓阿の草庵集にあきまけき以代のむく秋
より和月を名よおふまきをまきをまきをまきをまき

十三夜の秋也
宇多天皇の御代をまきをまき

一 明寺太閤エレミヤウジタイカウの一条実経文永の記は此七八年よりこのう
 の時天下は流布ルするやうのせむれより誠は建長の比
 たり此のありきり或はは後嵯峨院ゴサガガインのまごリカミヤ若菜あり
 外戚通方々の幸テイのゆかりありし時御閑素カレソをあくさあり
 さんとて通習キョウジウの男女ヒツカ家カのまじりたるは後よりきり
 聖運セイウンをむらうせむひりくは嘉瑞カズイありとて内ウチのゆき
 こありたるあどもド徳トクくうくせこれい川カハせもこ
 うある幸なりしあり真実ハをしありこの年紀ネンキも分明
 ありすことと後嵯峨院ゴサガガインの御治世ミチノセの時分より此事成
 じきりや云い以上公事根元

貞丈云ハハ田の実とて采穀の成就を祝ふるありあり
 を田の実とてを祝ふりしを承を承しし主君とてのし
 む人子物まじり君よりハ長とてのむ者モノタマハ物たりし君長如
 命イミありしむらむら祝也さきを京都將軍家より出
 たり祝ありしと也

一 御齒固ハカタメ以祝乃事篇中旧記年中恒例記等にあせとも
 妻ウハしるす鎌倉年中行事云正月十五日の内は御齒固
 の御祝あり平人の祝はるる御祝の極マヒカミハあらず赤鏡トハ
 七ナナなる長さの鏡也ウキキヌ打衣ウチキヌとて長サハ尺シユをうりしむらさ
 尺をうりありキヌ及キヌよこのまを付り縁ヒリをみり口のすこイテは鏡

御生氣天子正月
御誕生ナラハ卯
ノ方也二月ハ辰
三月ハ巳四月ハ
午以下准シ知ヘ

一云、又大武之位の狹衣は十五の束のつらき人、
おれる月、おしやあるうゆ杖のさうく、
ふひ又、ねど、う、す、お、
を、お、
一、物也十あものう、
乃杖ともいふなり

一卯杖と云物ハ正月、
卯杖と云物ハ正月、
杖とあり、
杖とあり、

五尺トアルハ五
寸ノ誤ナルヘシ
五寸ハ槌柄ノ長
サナルヘシ

あ、
下、
ま、
り、
物也、
卯、
末、
少、
し、
つ、

都將軍家ニハ正月十四日大館上總次佳例にて郊杖を進上
しける由り次記録及中々次記等に見えたり

一左義長サキナガのの殿中り次記は正月十四日十五日十八日の条に

左義長ハヤシ難スハズラ正月祝儀に飾り給ふ云正月十八日

夜に入り爆竹ハクナクの事爆竹トハ左義長ののり
竹ヲ立テ火ヲ付焼也あがりけり竹を五

さびのものを二ツ作り帯らけり草を十二筋走

らりけりし付すえひ初を十筋なくけりあきのまは

ハ火を夕やけ也のまをす公方極まら丹波の風まつた

り様樂あり不せどやとんとも和也

正月十八日竹を十筋走り進上也禁裏極ハ正月十八日

あがり様樂也火を餅十二あがり初ハて焼く焼て

あがり終りあり東山殿年中行事あり爆竹のあり

見合を

一元服を付初發立袴忌帯車等此祝を今ハ必十一月

十五日すすの成り多む古ハ十一月十五日より

事ありザン川あり吉をさるひも也陰陽師

乃書々年中ノ最上吉日正月十日二月九日三月七夕四日

五月五日六月朔日七月廿五日八月廿二日九月廿十日

十八日十一月十五日十二月十二日あり然ハ城内何せ

用へ事あり十一月十五日より

水左記云保保二
年八月十六日今
日東宮御着袴敷
李二殿白殿左
大臣兩人御前参
上閣白殿侍御腰
給ふ玉藤云
兼久二年十一月
五日此日皇太子
懐成二歳御着袴
也云くゴキヤツ
トノム男女共
ニ着袴アリ

上古五十日メノ
祝モアリシナリ
イカノ祝ト云五
十日ト書テイカ
トヨムナリ

一 小児誕生の當日を初夜と云三日めを二夜と云六
日めを五夜と云七日めを七夜と云十日毎ニ祝ふを
うねやいひの祝と云はるる日吉日事あはれ遊る
吉事をあらびつ初夜の祝あり云夜五夜七夜を
同一儀也

一 小児湯の後始て湯あびせる湯始の祝と云
うぶそりを判發の祝と云はるる初て忘すも祝
衣乃祝と云殿中日に祀あり

一 小児誕生ありて後河陰^{カハクミノミヤ}おあつ云ふありきも吉事を
あひ陰陽^{オンヤウノカミ}頭河^{カハクミノミヤ}あつ云ふありきも吉事所也

祈始河陰祭と殿中日に祀あり以産婦以小児の祈
禱也

一 臍帯^{ホリノヲ}を洗ぐ竹刀を洗ふといふあやまり也まはし
小刀の形を竹まき作りたる物あまを竹刀といふべし
儀一統も竹刀とあり而そのお流ぎあふ時六つうけを
重てきてまはせしうけはあつて河ぎのふは是も之儀
一統子見うり

一 婚禮の時喫食後^{ウケ}の酒人あつてお前のたはあが
えぎを小あつてあつて人同くあつてお前のたはあが
えぎを也後中人あつてあつてお前のたはあがえぎ

年賀ノ始リハ仁
 明天皇ヨリ始ル
 以徳日本後記仁
 明天皇嘉祥二年
 冬十月辛巳朔癸
 卯嵯峨天皇太后
 環使奉賀祇室兼
 也其献物黒漆平
 文厨子十基櫃多
 云以今獻物多
 册ノ字ハ四十也
 印本ニハ卅ニ作
 ル三十二テハ年
 兼合ハス候ナリ
 古本ニハ卅トア
 リ
 建仁三年十一月
 廿三日俊成々丸
 十之賀歌の内具
 親の身は若くは
 ん子とせむ飯を
 給人は楯の杖を
 はつまゝありり
 又新撰二帖楯

子不及也

一老人ハ賀の事甲子の年より祝ひ初り五十六七十八

十九十百の年多ク十年めは祝ふ也武家ハ別ニ親式

也あはら家ハあまのくはは歌よあまのくはは歌を

屏風ニ書ケ祝の座ハまも也又楯の杖と云杖の上

楯を作り付ケそれを見老人ハをみる事あり楯とい

ふるハ食まむせぬ也老人ハ食まむせるもた也

を祝まむあひは楯の杖を用ひて云他はつり右は新

也ハ家方ハ実を言へ武家ハ知らぬ事也又

五十の賀六十の賀あまのくはは賀のいをひとる事

雜記一下

十七

すむる楯より後也又老人ハあまをうづけ左
 のあまをふまをうづけ也左ハ陽也右ハ陰也まをうづけ
 くるハ陽也あまをのくるハ陰也是陰陽を表す也礼也
 両方ともは家老の役也又其後の時あまのあまのあま入る
 下す帯お肘あまのあまのあま入る取物也
楯ハ紀の後家ハ去
人あまのあま入る

一婚礼の時あま入るを名々御殿出さるはまをうづ
 け物也と云今世上一統は如也まのあまのあま入る
 又其役人もあまのあまのあま入るのあまのあま入る
 あり大名は外歴ハあまのあまのあま入るのあまのあま入る

衣笠内大臣男山
老の板行人ハク
み多ぬのうぬ
衣笠内大臣ハ仁
治文永乃比の人
也也の杖のいふ
名久ゆ一物又
後成々九十夜正
云建仁二年十一
月廿二日親阿九
十集云一物杖以
銀作一伴杖竹形
也其上居袴也有一
一枚二葉云

衣初也賀の字ハ祝の字ト同一也何歳の賀ト斗
云

一 小笠原家の婚初め式法の内は山城國上多羽村^{カミト}村^{ツル}の
里より代々長命のめづきま夫婦の若あるをよめ入の
時のよせせし輿のあもるこころ一二の門より供ひてさせ
しりあり是よりお家より古例ある事成へし當家は
傳へしは京都將軍時代のよめ入の式法よりお家事
一 衣玉のよめは龍一なる後易ハ御簾よりなる葉玉
也小袖のよめよりなる衣玉ハもあらうけ番也是も

五月五日は用也兼中旧記ハ内裏伏見及び靈殿より
大なる御衣玉よりいさよめあけの上賜さるる葉玉ハ
てそよりけりけりけりあけの袖よりけりけりけり
ハ小袖の服あけけるをいさよめあけのあき女子也おま
あきくはら葉玉をよりより也おとあびける人ハ腰は
付るあり



兼中旧記云五月五日の御衣玉ハ湯あきより十二筋の
がよりけり上らりより下りけりけりけりけりけりけり

兼中旧記云五月五日の御衣玉ハ湯あきより十二筋の
がよりけり上らりより下りけりけりけりけりけりけり

つすどはくあふまきらすまの某侯ハ前ハ名えり

一亥の子の夜菊はききせしむるをききしむるの旧記はありきせ
りしハ高錦を菊の花の里人の大サありしハ九クおひく
る赤き花ハ赤ク黄ある花ハ黄色ハ白き花ハ白く
し花ハ色ハ深ク花ハ人の花の上よりふせる也花をい
ふ也今も禁裏ニテ此事あり

一胞衣を納り歸り時ハ後ハ笑ひて歸りしハ産所記及中
日ノ記等より名えりし家ハも此の天子の脚胞衣ハ稻
荷山ナリ賀茂山カモ吉田山ヨシダに納り也人のあまぬあは納
りしハ名えりし五歸りしハ家の有職の人しりし

正月五ケ日ハ朔日三日七日十四ハ十五日也出家方ハ初の
五日を五ケ日と云書れり節諸国書条々等ハ是也
此也次ノ記ス

一婚禮の夜ハ一よせお時ありしを指出るの旧記ハ
り脂燭のしりしハ松調度の部ハ記ス名合也

一正月五ケ日の事ハ記タル後ハ非也元日二日三日七日十
五日是を五ケ日と云テ京都將軍家ハ此以後あり
ニ職御太刀進上ありしハ御盃頂戴也ハ次記録東山
殿年中行事殿中ハ次記年中恒例記等見しり
一後徒乃祝しり別々等しり視式ハあまも也ひり

秘徒の日録宅の
ありきその陸陽
師より付々と黄
牛ありを居り
あり武家の礼式
の方ユハありす

字付とる物を進物とせず衣服之外も赤き色又ハ紅
とぞをもちき色を不周とすを忌む也彦出六上
彦より川も此祝の如く純子一對並鯉並鳥二重折を
垂て水神へそあへたる也ねまがけ式と献七五以下
純子控お提ノ奉ヲバヒノ字ヲ忌ミテサゲト云フナリ
一婚禮乃時夫婦乃盃男より女まさすの酒盃ニ部子記ス
一正月のを彼方ハ川のはより始りしつらひあはすあ
詠は神代鸕鷀羽膏不合尊とト部子幼女とあり
くる時を各手記対始めありと云我共日本紀舊事
紀古事記古語拾遺ありと云ふしと書みんえさるもの

おまげ用ぐくく天文十二年一条大納言兼冬卿の著しあ
ひ一世談問答は正月よりあるハ何の如きやと云題を出て
子細を書述ありその如くは小童也もてあそぶを各手の
其るべき事此その如くとるべき事家町及時代の年中行
事記書 年中通例記及中下次記 ありあざきのこと 江戸ニテハ
それらを各手記のハるべき事此はありり一物飲土
佐國の人記物語は土佐国畑よりある乃山中の人正月
の提ひは昔よりを彼方の書をあそびありとらふてれ
か度のため組する物をやと小童もあより投てま
むしあそびをおどり上りあそびるは左たな

又按てはくは
しを海との異語
ありとも或る
かまろりて
あつうきあり

人まで射る也。右此海産の如くある物を名付いたる如し也。
也。おとあしき人ハ常の事を申臺あどハ日り竹志の竹か
どの方より射る也。云々。もとハ日る也。稿の義ありあり
海にハあどかの異語あり。まどかたハたきも也。六
葉的の異語の遠き田舎ハ必古風うせず。残る物
也。右の右海方の地ハ古き戯あり。さうあり。糸道
ハハ戯あり。田舎の事歟。

一を海方の事。土佐國の人乃物語ハ前ニ記ス。又大和國
吉野郡上市村の人。此物語云。大和国より正月小児
のこもあれ。まもあ方を射る。此的ハ繩を巻く場を

海へしきハ海産
を射る物あり
まもニテ作ル

作る。此繩を大計之中ニ定あり。ああの山。二二三
計也。形ハ禍發と云物の如し。禍發ハ海と云。意する事
あり。此物あり。是を名
付るを名と云也。昔此射るハ小兒幾人も立あど。びり矢
をうあて。皆川射一方此端の方より。う射る。海を捲く。走

あり。すを各射る。くを海の中ハあ糸を射る事あり。あり
とす。海也。左より右の方へ。あろむ。射る。又右より左へ。射
る。一々射る也。海をあらむ。人ハ射るの中より。二人
代り。く又出り。あらむ。すく。如。此射る。の。を。あ。ら。む。を。射
る。と。い。ふ。也。ま。も。あ。ら。む。を。あ。ら。む。を。す。と。い。ふ。の
あり。ま。も。あ。ら。む。の。土。佐。國。此。人。乃。物。語。又。同。一。事。也。昔。也。

東鑑卷二治養六年三月九日卯御堂所御着帯也千葉常胤之妻体兼仰二以孫子小太郎胤政為使

御帶武衛奉令結之給冊後局使陪膳

保氏物語云云この巻下御ありつゝ腰のちりありをを御柳は五帯のうきとほせり我ハ一條院乃御代の比既ははありや御ハれ久きあり

何國よりもはあまがれありあまの御子他玉あは右の御方のまはふれ絶えくごう夫バウリあるかを御子云名のりけ初まぬ事ありしりを御子と云を御子と云の御子破魔と書くと云の御子悪魔を破ると云御子事也と云ハ非あり

懐妊ハ婦人忌帯の祝乃村ハ婦人の夫帯を自身云イ結ふも古例也東鑑卷之十二建久三年子四月二日の条ニ申尅御基所御着帯御加持ハ安樂房阿闍梨

御驗者顯學房也武藏守義信妻御帶持氣幕下令奉結之給とあり幕下ハ頼朝御中舊記云ク御産不乃事上ニ及此大上臈をりめ此女房氣以てやは之ハ御帯以しをひまつ存此御所云三の御さうつきまいりハ御不さぬ御帯あまの御子と云れハ云是ハ室田將軍の御らゆくと云上は又云御てうけのたごもあまハ御不さぬの大上臈御帯云ふ也ハ乳云々懐妊を云々御妾懐妊の時ハ將軍ハ自身ハ帯ヲ結云あつす以各代と云々將軍ハ御方の大上臈御帯をむきハ下と云々御帯あり

一妊婦乃腹帯をゆきと云結肌帯と云事略

しゆゆとど帯と云也

一帯結極故実着帯時也應永卅二年十月廿七日薩戒記云今日午

尅女房着帯日時兼勘解由小路三位在方御勘文也於東面庇南間有此事其方依勘文也

先女房南面着座予中山定親跪其前女房右方取生帶精好怙帶也納管先是以大炊助重兼瑞加持所也

自端方指入女房左袖中女房取之自小袖下付身引廻

後自右袖出之予取之如元納管次予又取布帶加同管指

入女房左袖中女房取之帶給也云次予退次有盃酌此

更雖本儀為後注付云按始ハ精好の帯を結い後布

帯取む也非不依云ハ如此事ともを自記記

すよ及予云意あり

一御基所云も御妻云も懐妊の時陰月近云あせふ

御殿を出御家人乃宿云移り居云産云あり古

例也東鑑并蜷川親元云殿中月云記等云又云是

ハ古ハ何事云陰陽師云考云吉凶云を定云事あり

一御産乃時云將軍家の御所より御基所の以所

凶き方云あり多云陰陽師考云ト時云吉方云あり

この御産人乃宿云移り居云ひ云御産あり云後言云

あ云ひ云御所云歸り云あり云時云誕生の御子云御所云

入云あり云又御家人乃宿云あり云吉方云あり云

別所の御館今中左補下あり云移り云あり云移り云あり云今

式秋のあし書云三條太政大臣のまじりて作ける人のあし書を為りてくらひ作らる
女柳やまゝのちり女をいともあまゝのあしつゝいけらるあしひ作らけり三月廿廿か
乃わつゝいとのちりあしつゝいけりて作けるまゝ
はとこもこあしつゝいけりて作けるまゝ
又和泉式部が秋集

は花の里をいともあしつゝいけりて作けるまゝ

またあしつゝいけりて作けるまゝ
式秋のあし書云三條太政大臣のまじりて作ける人のあし書を為りてくらひ作らる

一三月廿廿のあしつゝいけりて作けるまゝ
クギヤウ トウゴロ

はあしつゝいけりて作けるまゝ
古書に見えり源氏

物語いひけりあしつゝいけりて作けるまゝ

松草子とあしつゝいけりて作けるまゝ

あしつゝいけりて作けるまゝ
調度 道具のまじり

るるあしつゝいけりて作けるまゝ

實茂保憲女集云
お母のまじり
あしつゝいけり
人のふちをこ
比一人也

あしつゝいけり
あしつゝいけり
あしつゝいけり
あしつゝいけり
あしつゝいけり

限りつゝあしつゝいけりて作けるまゝ
己の日のまじりて作けるまゝ
車ハ陰陽師乃方より紙にて人形を作らる
乃人形にてあしつゝいけりて作けるまゝ
あしつゝいけりて作けるまゝ
い也その紙の人をいともあしつゝいけりて作けるまゝ
あしつゝいけりて作けるまゝ
あしつゝいけりて作けるまゝ
あしつゝいけりて作けるまゝ

肉を合ふ也

比好く粒合魚肉也

祝ふ事也東鑑卷廿四同十四日於左府有魚味之儀

同卷三十四今日若君

御前魚味着袴又同卷今日將軍家若君御前御

着袴魚味也同卷之十五大納言乙若君御着袴並

令掌魚味給申刻於寢殿有其儀

正月の祝又女の髪をむす乃祝ある也山菅を用ふ事あり

也海すげと小麦門冬の事也以草冬も葉青くくく

ぬ物也雪霽の事くくぬ物也祝を用ふ也麦門冬は

葉の大きと細あるも二品あり葉の大きを山すげと云

情次納言枕多子
よみ寸計ある如
捷ニツを卯杖乃
きぬよりしらゆ
くちししし山
ちを卯杖乃山
中けあししりら
まじりししりら
ま

細あるをむす乃祝ある也山菅を用ふ事あり

ゆ多也室町將軍正月の祝の供物は大山形と物あり

をむす山菅を用ふ事大草摺正月祝俊飾の終りん

えくく

一尚齒會と云ハ尚齒と書てよき心を當りしと云

年老くく人を集えて待つくく飲ぶくく嬉ひく

む也會ハ會合と云くあり合ふ也亭主も老人也

時七叟と云ハ七十歳以上を老人七人寄合て終ふ也右

七人の外は垣下人くもあはれあり垣下ハ相傳の

人を云也垣下の住人別は列居てお侍する也

雜記一下

三十九

唐土のものは會ありし也尚齒會は古例は古今著聞集

卷四部詩ノ同卷五和歌の部妻く久えり

一婚入の時具桶を寄一乃調度調度は道具の事也云するのみを多かり

乃具ハ外の具はありすふふとありぬ物也きとく不貞テイ

女西夫は見ずと云す持所はき女はあ人の男は多をば

くせざるうぬ一婚入一又二つび婚れせぬまじありた

ぬもあり又いふ一の為もあるぬ具桶をよえ入ら

調度のうををさよすりありういをさよすりりの物の方一の上度

具おのひのうを調度乃部は記す

一元服の時正客ヲ尊者ト云相伴ヲ恒下ト云

大饗ノ時ノ正客ヲ尊者ト云相伴ヲ恒下ト云

一大饗と云事ハ公家あり大臣は太饗と云ハ大臣は任せられ

る人ハ祝は救多此客人を招きて饗應せしむ事ヲ云

大饗は二字を今世地下の俗語ありしと云ハ大饗をいひ也

一婚禮は男女盃とりうつすは男より始むるなり子細ハ

酒盃の部は記しり然る人ハ或説は古ハ尊者をハ先男

乃家ヲ招き入て婚禮を調は源氏物語も光源氏の

君を左大臣尊中して光君を左大臣の家に入せり葵

の上はあつて婚禮を調はれり由ええりされハ女の

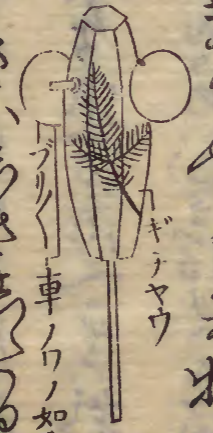
家あるは女君より盃を始ぬ酒の由ををりハ尊殿

或説は親述とい
男先ツ家の家
て女をのれある
事れありといふ
事ハ唐のゆい日
本ハあきやく
例とすへり

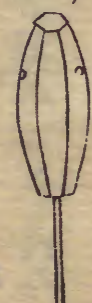
一益をさすの古礼也といひ是れ實は似ては實は
 あは源氏のついで天子の御子ある故に左大臣の聲をせしむ
 作をさしけりありて是れ美しき左大臣の家に入来
 せし也常の例はあはすその上源氏物語につく物
 語也くぐく例とくぐく又若ハ女のもて人男忍びたり
 あり行き後よその親交つけし事ありされと是れは
 男をそと家の聲より入りし事古き物語は聞かざる
 りこれれは正礼はあはす常此例とすべし
 一古書は婚れり之日めは露顯と云ふのた露顯と書て
 あはるゝとよむ也婚れの當日あり二日めありははる人

親類をりり知りて他人へは知せず三日めより廣く婚
 れの由を他人へ知しあはるゝを露顯と云ふ婚れをあら
 けす公也

一正月小見のちあはるゝ物まぶらりきちちやると云物
 今も京よハありに戸ありありこれ礼
 胡粉をぬりたるをだし松糸あざさいあまをさる物
 ありもあはるゝ時まぶらりきぬきと云
 丸玉ギナヤウ



丸玉ギナヤウ 一方よりさるゝをさるゝと云物
 びざちやうさるゝ川也毬杖の玉を打と別のも也毬



杖と云ハ杖をぬり毬をさるゝ事也毬ハ革カハあり作りし

了史記の牙一の巻をぞよむ云、
以時のありさまをたき後を画きしるこ
度のみを折あつたうる物とのせを女
房もくちあつ餅をあげり貞丈おちふこ丸をきうしる
虎の頭を切つ用うらう

一近世江戸より婚禮はかぢ人の上下より人の名姓のしめを
あし腰の筋を織るをこしあきとく嫌つた又之の
祝の餅は古より片のあつたその餅の數は八十と定見
うあすといふ物、入つて舞の使者途中より出合ひ五
つもの鯨尺ウジラモサシをもあつた事又うはのよ女婚れは
供をする事とていげと云女あつたまゝい
とも云曲りを婚れは五つ
り又よめ輿へつ舟舞の門内よりあつた乃餅とて
老人夫婦餅をつつた又よめ入の日よめ乃輿を前を

うらへさうは女よりきぬ事又柳橋を屋内表多留と書
付をするの又めづりの輿は筒守をわと犬をうことをのせ
て戸をひらき人の足物はほつたの又エンヤウ
ヲミトリ智考乃令衣長フナコま
あどくち物を作る事は外常はなつたものた多し是
小笠原流也と云小笠原の先祖は信濃國の大名よりたつた
望む信濃の國乃風俗欽古京都ありふあき事ども也
右の事ども我々おぼよあき事ども也人たの事たつた
も問つたのたつた我家おぼよあき事ども也人たの事たつた
べし右の事ども用べし世間をたつたあき事
ともものたつたをきくつたおぼよあき事ども也人たの事たつた
迎世水端

一産時コトを棟ムネより落すの將軍家シ此沙汰シ

一産時コトを棟ムネより落すの將軍家シ此沙汰シ
 止トみあり一奉也治承御産記云治承二年十二月十二日
 皇子降誕天安徳天皇此間自日陰間上轉破三分又乎
 家物語卷三中宮御産条云后御産の時以敵の由縁
 より龜を中宮よりすすりあり皇子以多人生六南為
 皇女一人生六此おとす是こしきを棟より落
 すも前云散米と同一意あり皆人奉給發す為也
 一少児誕生の時祝詞并於上之錢を毎の將軍家ハ沙汰
 あり堂上よりあり治承御産記云皇子降
 誕中畧内大臣誦祝詞三五以天為父以地为母領被置錢於皇子
金銀九十九令呪命

考云ハ御産時
 の時をハ持ハ
 以華ハ加持ハ
 以産衣ハ

月朔ハ御産衣ハ加持ハ以衣平ヒラ裏ウラニシて御産ハ
 子居ハ以衣ハ祝ハ在ハ同年十一月廿二日義尚若君御
 誕生十二月二日御ハ衣御加持ハ以衣ハ祝ハ時西云産ハ
 所記云御誕生ハ以勤文ハを以ハ事ハあり何月何日
貞隆記とハ産衣ハにハ入ハありハ
 誕生記云産衣ハ白ハき也又ハ空色ハもハ用ハあり也
甲斐貞衡記
 ハ歳重も數多時ハ也白ト空色トアレハ勤文ニマカセ當季ノ色ヲ
定ル故定リタル事モナキ之ケレト此産衣ハ
 看給ニハアラスレテ進上ナトノ奉ナルハキ敬ハアアラハ色ハ空色白色ニテ
綿入りタル物ナルヘレ看給フ産着ハ當季ノ色ヲ用ルナルヘレ御産衣日
 紀云永享六年二月九日若君御誕生義勝同ハ十六日御誕生ハ日メ帯
 為御ウブ衣ハ管領進上同ハ廿七日又七夜御祝ハ以衣ハ

衣以祝生^{ウツキ}衣青色薄淺黄ス、^ハ白以小袖練貫拾
 重後飲調多^ハ又云御服衣后初の時此色ハ山出生
 以方^ハ御年黄考へ^ハ也若色青色を定^ハ也
 同縫初^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松
 竹乃^銀白^銀也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松
 才法^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松
 銀の泥^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松
 五歳迄の小袖^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松
 と空色と二色進上^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

若南^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

小袖^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

是也^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

白き織物也^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

一髪^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

松山^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

老女^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

此也^ハ也^ハ也^ハ御計以服衣^ハ副^ハ茶也云^ハ若龜松

りて御逸は終一と也此例も今も亦以禮ある也

云

...

...

...

...

...

...

...

貞丈雜記卷之一下

...

